

○角田市共同企業体運用基準

平成7年3月29日告示第21号

改正

平成12年12月5日告示第108号

平成23年2月2日告示第9号

角田市共同企業体運用基準

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定共同企業体（第3条—第9条）

第3章 経常共同企業体（第10条—第16条）

第4章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基準は、角田市が発注する建設工事に係る共同企業体の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準において「特定建設工事企業体」（以下「特定共同企業体」という。）とは、特定の建設工事の施工を目的として、工事ごとに結成する共同企業体をいう。

2 この基準において「経常建設共同企業体」（以下「経常共同企業体」という。）とは、中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいう。

第2章 特定共同企業体

（対象工事）

第3条 特定共同企業体により施工することができる工事は、次の各号に掲げる工事の種類に応じ当該各号に定める予定価格以上の技術的難度の高い工事のうち、その内容を勘案し、特定共同企業体による施工が適当と認められる工事とする。なお、対象工事は、角田市請負業者選定委員会の審議を経て、市長が選定する。

（1）土木工事 3億円

（2）建築工事 5億円

（3）その他の工事 2億円

2 前項に掲げるもののほか、その円滑な施工を図るため特に技術力を結集する必要があると認められる工事については、特定共同企業体により施工することができる。

（構成員の数）

第4条 特定共同企業体の構成員の数は、3社までとする。

（構成員の資格）

第5条 特定共同企業体の構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしている者でなければならない。

- (1) 角田市の競争入札参加資格を有すること。
- (2) 発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する許可業種（以下「許可業種」という。）につき、許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- (3) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての実績があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績があること。
- (4) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、工事現場に専任で配置することができること。

（結成方法）

第6条 特定共同企業体の結成は、原則として自主結成によるものとする。

（構成員の組合せ）

第7条 特定共同企業体の構成員の組合せは、角田市契約業者指名基準（以下「指名基準」という。）別表第1に掲げる等級（以下「等級」という。）の最上位の級に格付されている者のみ、又は最上位の級及び第2位の級に格付されている者による組合せとする。

（代表者）

第8条 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力が大きい者でなければならない。

（出資比率）

第9条 構成員の出資比率は、均等割の2分の1以上とする。ただし、特別な事由がある場合は、この限りでない。

2 代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

第3章 経常共同企業体

（対象工事）

第10条 経常共同企業体により施工することができる工事は、構成員のうち等級の最上位の級に格付されている者に係る契約予定額以上の工事で、技術者を適正に配置し得る規模を有するものとする。

（構成員の数）

第11条 経常共同企業体の構成員の数は、2社とする。

（構成員の資格）

第12条 経常共同企業体の構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしている者でなければならない。

- (1) 角田市の競争入札参加資格を有すること。
- (2) 角田市に主たる事業所を有する業者であること。
- (3) 競争入札参加資格審査申請する業種（以下「申請業種」という。）に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が2年以上あり、かつ、施工実績があること。
- (4) 申請業種に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、工事現場に専任で配置することができること。

（構成員の組合せ）

第13条 経常共同企業体の構成員の組合せは、申請業種に対応する工事種類の等級の同一又は直近の級に格付されている者による組合せとする。ただし、等級の下位の級に格付されている者に十分な施工能力がある

と認められる場合は、2等級下位の等級に格付されている者による組合せとすることができる。

(結成方法)

第14条 経常共同企業体の結成は、自主結成によるものとし、代表者は、構成員において決定された者とする。

(出資比率)

第15条 構成員の出資比率については、第9条第1項の規定を準用する。

2 代表者の出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。

(競争入札参加資格審査申請)

第16条 一の者が競争入札参加資格申請を行うことができる経常共同企業体の数は、一とする。

第4章 雑則

(委任)

第17条 この基準の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月5日告示第108号)

この告示は、平成12年12月5日から施行する。

附 則 (平成23年2月2日告示第9号)

この告示は、平成23年2月2日から施行する。